

さくら市 子育てガイドブック



令和 7（2025）年度版
さくら市

子育てガイドブック 目次

子育て支援事業の対象年齢早見表	1
こどもの健康カレンダー	2
こどもの予防接種	3
こども家庭センター	4
妊娠がわかったら	
・ 母子健康手帳の交付	5
・ 妊産婦健康診査費用の助成	6
・ 妊産婦医療費助成	6
・ 国民年金保険料の産前産後期間の免除申請	7
・ 国民健康保険税の産前産後期間の免除申請	8
赤ちゃんが生まれたら	
・ 出生届	9
・ 出産育児一時金	10
・ 児童医療費助成	11
・ 児童手当	12
・ 新生児聴覚検査費用の助成について	13
・ こんにちは赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問事業）	13
保育園・幼稚園・認定こども園・小規模保育施設	
・ 保育園について	14
・ 幼児教育・保育の無償化について	15
・ 保育サービスについて	16
・ 保育園・小規模保育施設・認定こども園・幼稚園一覧	18
子育て支援について	
・ 地域子育て支援センター	20
・ 子育て短期支援	21
・ 子育て世帯訪問支援事業	23
・ 子育て練習講座	23
・ 児童センター（児童館）	24
・ 放課後児童クラブ（学童保育）	25
・ ファミリーサポートセンター	27

小学校・中学校

- ・入学について……………28
- ・転校の手続きについて……………28
- ・就学指定学校の変更について……………29
- ・就学が困難な児童生徒への援助について……………31

家庭教育について

- ・エンゼル講座……………32
- ・家庭教育学級……………32
- ・家庭教育講座……………32
- ・家庭教育通信……………33

障がいのあるお子さんのために

- ・介護給付……………34
- ・障害児通所給付……………34
- ・日中一時支援……………36
- ・補装具費の支給……………36
- ・日常生活用具の給付……………36
- ・軽度・中等度難聴児の補聴器購入費の支給……………37
- ・自立支援医療費（育成医療・精神通院医療）……………37
- ・重度心身障害者医療費の助成……………37
- ・特別児童扶養手当……………38
- ・障害児福祉手当……………39
- ・指定難病患者見舞金の支給……………40

その他各種支援について

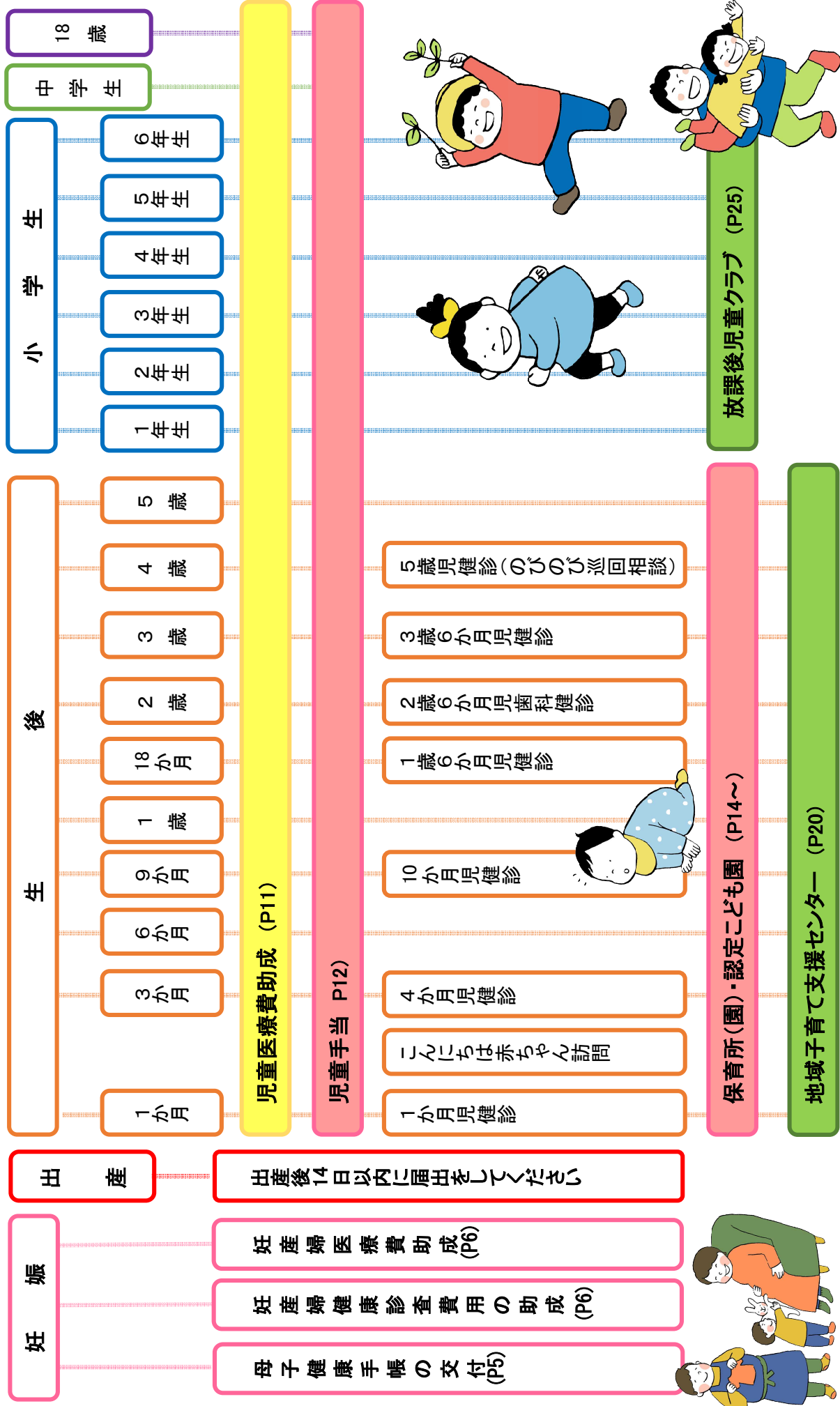
- ・不妊治療費助成……………41
- ・児童扶養手当……………42
- ・遺児手当……………43
- ・ひとり親家庭医療費助成……………44
- ・子育てに関する相談、支援……………45
- ・DV・離婚等に関する相談……………46
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員……………46
- ・さくら市地域共生センターSAKUTOMO……………47
- ・子どもの居場所づくり……………48

子育て関連施設マップ……………49

こんな時はどうする（子どもが急病のとき）……………50



子育て支援事業の対象年齢早見表



令和7年度 こどもの健康カレンダー

乳幼児健診 会場：氏家保健センター 受付は午後からです。詳細は、案内通知をご確認ください。

	令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月
4か月児 健診	24日(木) R6年12月生	29日(木) R7年1月生	26日(木) R7年2月生	24日(木) R7年3月生	28日(木) R7年4月生	25日(木) R7年5月生	23日(木) R7年6月生	27日(木) R7年7月生	25日(木) R7年8月生	29日(木) R7年9月生	26日(木) R7年10月生	26日(木) R7年11月生
10か月児 健診	22日(火) R6年6月生	27日(火) R6年7月生	24日(火) R6年8月生	22日(火) R6年9月生	26日(火) R6年10月生	30日(火) R6年11月生	21日(火) R6年12月生	25日(火) R7年1月生	23日(火) R7年2月生	27日(火) R7年3月生	24日(火) R7年4月生	24日(火) R7年5月生
1歳6か月児 健診	17日(木) R5年9月生	15日(木) R5年10月生	19日(木) R5年11月生	17日(木) R5年12月生	21日(木) R6年1月生	18日(木) R6年2月生	16日(木) R6年3月生	20日(木) R6年4月生	18日(木) R6年5月生	22日(木) R6年6月生	19日(木) R6年7月生	12日(木) R6年8月生
2歳6か月児 歯科健診	4日(金) R4年9月生	9日(金) R4年10月生	6日(金) R4年11月生	4日(金) R4年12月生	1日(金) R5年1月生	5日(金) R5年2月生	3日(金) R5年3月生	7日(金) R5年4月生	5日(金) R5年5月生	9日(金) R5年6月生	6日(金) R5年7月生	6日(金) R5年8月生
3歳6か月児 健診	18日(金) R3年9月生	16日(金) R3年10月生	20日(金) R3年11月生	18日(金) R3年12月生	22日(金) R4年1月生	19日(金) R4年2月生	17日(金) R4年3月生	21日(金) R4年4月生	19日(金) R4年5月生	23日(金) R4年6月生	20日(金) R4年7月生	13日(金) R4年8月生

乳幼児健診について

- ・健診日の1～2か月前に通知をお送りします。日時を確認してお越しください。
- ・健診日当日に都合が悪い、体調不良等の理由で欠席される場合は、必ずご連絡ください。
- ・医師・歯科医師の診察時間は13時30分からです。待ち時間が生じる場合があります。

先天性股関節脱臼（発育性股関節形成不全）検診の費用を助成します

- ・対象：4～12か月未満のお子さん、1回のみ
- ・「さくら市先天性股関節脱臼検診受診票」を持参のうえ、指定医療機関で

育児相談（午前のみ開催）【要予約】 会場：氏家保健センター

喜連川保健センター改修工事のため、氏家保健センターのみで実施します。ご了承ください。



←ご予約はこちらから

開催日の70日前から予約可能

	令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月
乳幼児相談 (身体計測含む) ・育児相談 ・離乳食・幼児食の相談 ・授乳相談	8日(火)	8日(木)	3日(火)	2日(水)	5日(火)	2日(火)	1日(水)	5日(水)	3日(水)	7日(水)	4日(水)	4日(水)
すくすく計測 身体計測のみ	23日(水)	28日(水)	27日(金)	30日(水)	27日(水)	26日(金)	28日(火)	18日(火)	17日(水)	30日(金)	25日(水)	27日(金)

子育て教室【要予約】 会場：氏家保健センター 開催時間：10時～11時



←ご予約はこちらから

開催日の60日前から予約可能

5つclass (赤ちゃんとの ふれあいあそび)	開催日	6月2日(月)	9月4日(木)	12月4日(木)	令和8年3月3日(火)
対象		R6年12月～R7年2月生	R7年3月～5月生	R7年6月～8月生	R7年9月～11月生
離乳食教室	開催日	6月17日(火)	9月17日(水)	12月10日(水)	令和8年3月10日(火)
対象		R6年11月～R7年1月生	R7年2月～4月生	R7年5月～7月生	R7年8月～10月生

発達相談【要予約】 会場：氏家保健センター ※詳細は、こども家庭センターへお問い合わせください。



言葉がなかなか出てこない 発音が気になる ▶ ことばの相談へ	発達がゆっくりかも？ かんしゃくやこだわりが多くて大変 ▶ こども発達相談へ	よく転ぶ、手先が不器用 運動が苦手そうかも ▶ うんどうの相談へ
--------------------------------------	--	--

子育て支援アプリ「さくらっこ」を
ぜひ利用ください



健診・育児相談など

【問合先】さくら市こども家庭センター ☎028-616-3732

E-mail:katei@city.tochigi-sakura.lg.jp

8時30分～17時15分（年末年始・土日・祝日を除く）

こどもの予防接種

【問】健康増進課（氏家保健センター）
〒329-1312 さくら市櫻野1319番地3
☎ 028-682-2589

★定期予防接種【県内医療機関での個別接種】

★接種料金は無料です。

★「さくら市の予防票」「母子手帳」を持って受診してください。

種類	接種方法	接種期限	予診票配布
ロタ 【生ワクチン】	1価 生後6週～24週までに、27日以上の間隔をあけて2回接種 ※安全性の観点から1回目の接種は生後14週6日までに実施することを推奨 5価 生後6週～32週までに、27日以上の間隔をあけて3回接種 ※安全性の観点から1回目の接種は生後14週6日までに実施することを推奨	生後24週0日まで 生後32週0日まで	赤ちゃん訪問時
5種混合 【不活化ワクチン】	※令和6年度より定期接種開始（4種混合＋ヒブ） 初回：20日～56日までの間隔で3回接種（標準は生後2か月～7か月未満） 追加：3回目接種後6か月～18か月の間に1回接種	7歳6か月の誕生日の前日まで	赤ちゃん訪問時
ヒブ 【不活化ワクチン】	※5種混合接種の方は対象外 標準的な接種期間 生後2か月～7か月未満で接種開始 初回：27日～56日までの間隔で3回接種 追加：3回目接種後7か月～13か月の間に1回接種 2回目と3回目は1歳未満までに終了させ、1歳を超えた場合は行わない（追加接種は可能） 標準以外 生後7か月～1歳未満で接種開始 初回：27日～56日までの間隔で2回接種 追加：2回目接種後7か月～13か月の間に1回接種 2回目は1歳未満までに終了させ、1歳を超えた場合は行わない（追加接種は可能） 1歳～5歳未満で接種開始 1回接種	5歳の誕生日の前日まで	赤ちゃん訪問時
4種混合 【不活化ワクチン】	※5種混合接種の方は対象外 初回：20～56日までの間隔で3回接種（標準は生後2か月～12か月） 追加：初回終了後、おおむね1年後に1回接種（標準は初回終了後12か月～18か月）	7歳6か月の誕生日の前日まで	赤ちゃん訪問時
小児用肺炎球菌 【不活化ワクチン】	標準的な接種期間 生後2か月～7か月未満で接種開始 初回：27日以上の間隔で3回接種 追加：3回目接種から60日以上あけて1回接種（標準は1歳～1歳3か月） 2回目と3回目は2歳未満（標準は1歳未満）までに終了させ、2歳を超えた場合は行わない。また、2回目が1歳を超えた場合3回目は行わない。（追加接種は可能） 標準以外 生後7か月～1歳未満で接種開始 初回：27日以上の間隔で2回接種 追加：2回目接種から60日以上あけて1回接種（1歳以上であること） 2回目は2歳未満（標準は1歳未満）までに終了させる。2回目が2歳を超えた場合は行わない。（追加接種は可能） 1歳～2歳未満で接種開始 60日以上の間隔で2回接種 2歳～5歳未満で接種開始 1回接種	5歳の誕生日の前日まで	赤ちゃん訪問時
B型肝炎 【不活化ワクチン】	生後2か月～9か月未満で接種開始 初回：27日以上の間隔を置いて2回接種 追加：1回目の接種から139日以上の間隔を置いて1回接種	1歳の誕生日の前日まで	赤ちゃん訪問時
結核（BCG） 【生ワクチン】	生後5か月～8か月までに1回接種	1歳の誕生日の前日まで	赤ちゃん訪問時
麻しん風しん混合 【生ワクチン】	第1期 生後12か月～24か月の間に1回接種 第2期 小学校入学前年度（年長児）の間《4月1日～3月31日》に1回接種 特例措置 【第1期】令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市長が認める者 【第2期】令和6年度における第2期の対象者（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市長が認める者	2歳の誕生日の前日まで 3月31日まで 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	赤ちゃん訪問時 個別通知 必要な方は健康増進課にお問い合わせください
水痘 【生ワクチン】	1回目：生後12か月～15か月まで 2回目：1回目接種終了後、6か月～12か月までの間隔を置いて1回接種	3歳の誕生日の前日まで	赤ちゃん訪問時
日本脳炎 【不活化ワクチン】	第1期 初回：6日～28日間隔で2回接種（標準は3歳） 追加：初回接種終了後、おおむね1年後に1回接種 第2期 9歳～13歳未満の方〔1回接種〕 特例措置 ※平成17年4月2日～平成19年4月1日生まれの方で、休止により接種できなかった不足分は助成対象となります。（20歳の誕生日の前日まで）	7歳6か月の誕生日の前日まで 13歳の誕生日の前日まで	赤ちゃん訪問時 9歳になる誕生日の翌月に個別通知
HPV（子宮頸がん） 【不活化ワクチン】	2価 1回目から1か月の間隔を置いて2回目、1回目から6か月の間隔を置いて3回目 ※上記方法をとれなかった場合は、1か月以上の間隔を置いて2回行った後、1回目から5か月以上、かつ2回目から2.5か月以上の間隔を置いて1回行う。 4価・9価 1回目から2か月の間隔を置いて2回目、1回目から6か月の間隔を置いて3回目 ※上記方法をとれなかった場合は、1か月以上の間隔を置いて2回行った後、2回目から3か月以上の間隔を置いて1回行う。 ※9価については、1回目を15歳になるまでに接種開始した場合は、6か月の間隔を置いて2回目を行う。2回接種で完了することが可能。 経過措置 次の①②の方は、全3回の接種を公費で完了できるよう、キャッチアップ接種の経過措置が設けられています。 ①キャッチアップ接種対象者（平成9年度～平成19年度生まれの女子）のうち、令和4年4月1日から令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した方 ②令和7年度に、新たに定期接種の対象から外れる方（平成20年度生まれの女子）で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した方	16歳（高校1年生相当）となる日の属する年度の末日 令和8年3月31日まで	小学6年生の女子の方に個別通知 必要な方は健康増進課にお問い合わせください 必要な方は健康増進課にお問い合わせください
2種混合 【不活化ワクチン】	第2期 11歳～13歳未満の方〔1回接種〕	13歳の誕生日の前日まで	11歳になる誕生日の翌月に個別通知

★任意予防接種【医療機関での個別接種】

③塩谷郡市（さくら市、矢板市、高根沢町、塩谷町）以外での接種には、事前申請が必要です。

種類	接種方法	助成金額	予診票配布
おたふくかぜ 【生ワクチン】	1回目：生後12か月～24か月までに1回接種 2回目：小学校入学前年度（年長児）の間《4月1日～3月31日》に1回接種	1回目：3,000円 2回目：3,000円	塩谷郡市外の医療機関にあります

市内予防接種実施医療機関（R7.4.1時点）

医療機関名	電話番号	五歳	四歳	二歳	麻しん風しん混合	日本脳炎	BCG	HPV	ヒブ	肺炎球菌	水痘	B型肝炎	ロタ	おたふく
岡医院	681-1251	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
おのこどもクリニック	681-1600	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
きぬの里クリニック	612-8710	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○
黒須病院	682-8811	○	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○
小林医院	686-2061	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○
さくら産院	682-3000	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
佐藤クリニック	681-7666	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
佐野医院	686-2002	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○
高瀬小児科医院	682-5511	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仲嶋医院	681-7755	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
にし内科ハートクリニック	682-8920	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
花塚クリニック	686-7667	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
半田クリニック	682-3270	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
榎山医院	682-2730	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森島医院	682-2716	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

◎予防接種を希望される場合には、医療機関に連絡して、受付時間や予約の必要性の有無などを確認してください。

事前申請が必要です！

☆「定期予防接種」を県外で接種する場合
☆「おたふくかぜ」を塩谷郡市外で接種する場合

※医療機関宛ての「予防接種依頼書」が必要になります。
接種前に、健康増進課（氏家保健センター）または申請フォームで予防接種依頼書の申請をしてください。「予防接種依頼書」、「予防接種予診票」、「予防接種助成申請書兼請求書」をお渡しします。接種料金は全額お支払いいただき、後日、健康増進課に助成申請をしてください。助成金額を口座に振込みます。



一定期接種はこちらから



予防接種助成金額（上限額）

- 5種混合：20,900円
- 4種混合：11,000円
- 2種混合：5,500円
- 麻しん風しん：1期12,100円、2期11,000円
- 日本脳炎：7,700円 ●結核（BCG）：11,550円
- HPV（2価・4価）：16,500円、9価：27,500円
- ヒブ：9,900円 ●小児肺炎球菌：13,200円
- 水痘：9,900円 ●B型肝炎：7,700円

【予防接種を受けるときの注意】

- 予防接種を受ける前に、赤ちゃん訪問時に配布した「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。
- 予防接種は体調の良い時に受けましょう。うきつけを起こしたことがある場合や発熱中・治療中の場合は、主治医によく相談してください。
- 予防接種のスケジュール・接種間隔等は、かかりつけ医によくご相談ください。

こども家庭センターのご案内

さくら市氏家保健センター内に「さくら市こども家庭センター」を設置しました。
妊娠期から18歳までの子どもと家庭に関する相談支援を行う窓口です。

こども家庭センターは、妊娠や出産、子ども・子育てに関する相談や虐待・ヤングケアラー等の困難を抱えた子どもと家庭に関する相談・情報提供を行います



こども家庭センター

子育て世代支援係

(母子保健・子育て世代包括支援センター機能)

みなさんに
☎028-616-3732

主な業務内容

- 子どもの健康・栄養・発達等
子育ての不安や悩み相談
- 母子健康手帳の交付
- 産前産後の伴走型相談支援
- 産後ケア事業
- 乳幼児健康診査
- のびのび発達相談
- 未就学児の発達支援教室

こども家庭相談係

(児童福祉・子ども家庭総合支援拠点機能)

みないいよ
☎028-616-3714

主な業務内容

- 児童虐待についての相談、対応
- 子どもや家庭の問題に関する相談
- 子どもの性格・しつけ等の相談
- ショート・トワイライトステイ
- 子育て家庭の家事・育児等支援
- ヤングケアラーの相談支援
- 親子関係形成支援・相談
(ペアレントトレーニング等)

さくら市子育て支援アプリを
ぜひご利用ください！



さくら市こども家庭センター
(氏家保健センター内)

〒329-1312 さくら市櫻野 1319-3
月～金、8:30～17:15

(祝日、年末年始を除く)

妊娠がわかったら

妊娠おめでとうございます。新しい家族を迎える準備を始めましょう。

母子健康手帳の交付（予約制）

妊娠と判断されたら医師の証明を受けて「妊娠届出書」を提出しましょう。届出の際、母子健康手帳をお渡ししています。母子健康手帳は、これから始まる妊娠生活を記録したり、生まれてくる赤ちゃんの成長を記録したりする大切なものになりますので、身近において大切に使うください（※ 外国語版：英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、タイ語を用意しています。）

対 象 者

- ・ さくら市に住所を有する妊婦

手続きに必要なもの

- ・ 必要事項を記入した妊娠届出書（医療機関等で発行の証明書）
- ・ 健康保険が確認できるもの（資格確認書・資格情報のお知らせ等）
- ・ マイナンバーカード
- ・ 妊婦名義の振込口座が確認できる書類（通帳など）

※ 代理人（夫・妊婦の父母等）が届出する場合は、代理人の身元を確認するもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険が確認できるもの等）、委任状が必要です。委任状は、市ホームページからダウンロードできます。

※ 妊娠届出の面談時に、できるだけ妊婦さんご本人と面談しています。代理人が妊娠届出をする場合には、後日、妊婦さんとの面談の日程を調整させていただきます。

交 付 場 所

- ・ 氏家保健センター 月～金、午前9時～午後4時（予約制）

※ 時間内にお越しいただけない場合は、こども家庭センターまでお問い合わせください。

※ 妊産婦医療費受給資格者証の交付や面接相談がありますので、30分程度かかります。時間に余裕をもってお越しください。

担当課・問合せ先 こども家庭センター TEL：616-3732



妊産婦健康診査費用の助成

母子健康手帳の交付の際に、妊産婦さんや赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するため、医療機関で行う妊産婦健康診査に対して受診票を交付します。受診票に記入された項目についての費用を助成します。（※上限あり）

妊婦健診（14 回分）

1 回目：20,000 円、8 回目：11,000 円、11 回目：9,000 円、その他：5,000 円

産婦健診（2 回分）

産後 2 週間：5,000 円、産後 1 ヶ月：5,000 円

※ 県外の医療機関で妊産婦健康診査を受診する場合は、事前に担当課にご連絡ください。

担当課・問合せ先 こども家庭センター TEL：616-3732

妊産婦医療費助成

妊産婦が病気等で保険診療を受けたときに支払った医療費を助成します。

助成を受けるときは、自己負担分を一度窓口でお支払いいただき、妊産婦医療費受給資格証（黄色のカード）を医療機関等の窓口に提出してください。妊産婦医療費助成申請書（黄色の申請書）に医療機関等で発行された領収証を添付するか、証明を受けて、担当課まで提出してください。審査後、指定された口座に助成金を振り込みます。ただし、薬局を除いた医療機関（医科と歯科は別）ごとに外来と入院は別で月額 500 円の自己負担があります。

※登録（妊産婦医療費受給資格証の発行）は、母子手帳交付時にこども家庭センターにて行います。

対 象 者

- ・ さくら市に住所があり、健康保険に加入している方



手続きに必要なもの

- ・ 健康保険が確認できるもの（資格確認書・資格情報のお知らせ等）
- ・ 母子健康手帳
- ・ 振込先預金通帳等

※住所や、加入している健康保険が変更になったら、こども政策課で内容変更の手続きをしてください。

担当課・問合せ先 こども政策課 TEL：681-1125

国民年金保険料の産前産後期間の免除申請

国民年金第1号被保険者の方は、産前産後期間の届出をすると、4ヶ月分の国民年金保険料が免除されます。届出をすると出産予定の前月から4ヶ月分の国民年金保険料が納付されたことになり、将来の年金受給額は減りません。

対 象 者

- ・平成31年2月1日以降に出産された国民年金第1号被保険者

受 付 期 間

- ・出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です。

手続きに必要なもの

- ・マイナンバーカードなど本人確認ができるもの
- ・母子健康手帳

担当課・問合せ先 市民課 TEL：681－1116

国民健康保険税の産前産後期間の免除申請

産前産後期間相当分（４か月分）の国民健康保険税が免除されます。その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月または出産月の翌々月相当分が減額されます。

対 象 者

- ・令和５年１１月１日以降に出産（予定）日の国民健康保険被保険者の方

※ 会社等勤務先の健康保険に加入されている方は、加入している健康保険の保険料が免除される場合がありますので、勤務先に確認してください。

手続きに必要なもの

- ・届出書
- ・母子健康手帳
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

担当課・問合せ先

税務課 TEL：６８１－１１１４

赤ちゃんが生まれたら

出生届

子が出生した日を含めて 14 日以内に届出をしてください。(14 日目が土・日・祝日にあたる場合は、その翌開庁日まで)

届出義務者

1. 父または母
2. 同居者
3. 医師・助産師

届 出 地

父または母の本籍地
父または母の住所地
子の出生地



手続きに必要なもの

- ・ 出生届(医師または助産師の出生証明書のあるもの)
- ・ 母子健康手帳

そ の 他

届出期間を過ぎても出生届をすることができますが、罰金等の過料に処せられることがありますので、余裕をもって届出しましょう。子の名に使える文字は、ひらがな・カタカナ・人名用漢字となっています。

また、子の名の読み方は、令和 7 年 5 月 26 日から「氏名として用いられる文字のフリガナとして一般に認められているもの」というルールが設けられます。

担当課・問合せ先 市民課 TEL : 6 8 1 - 1 1 1 5

喜連川市民生活室 TEL : 6 8 6 - 6 6 1 1

出産育児一時金

出産したとき、出生児一人につき 50 万円（産科医療補償制度未加入機関での出産の場合は 48 万 8 千円）を支給します。原則として、出産育児一時金は医療機関へ直接支払われますので、退院時は 50 万円を引いた差額のみでの支払いとなります。医療機関への直接払いを希望されなかった場合や、出産費用が 50 万円未満の場合は、ご加入の医療保険者に請求してください。受取方法は、2 通りあります。

① 医療機関等が直接受け取れる方法（直接支払制度）

請求と受け取りを被保険者（世帯主）に代わって医療機関等が行い、市から直接医療機関に出産育児一時金を支払うことにより、退院時の窓口での出産費用の支払いの軽減を図る制度です。

② 世帯主が受け取れる方法

直接支払制度を利用されない場合は、出産費用を医療機関等に支払い、後に被保険者（世帯主）の申請により、出産育児一時金が支給される制度です。

対 象 者

国民健康保険加入中に出産した方。ただし、出産したときに国民健康保険加入者であっても、退職前に勤務先の健康保険に 1 年以上加入していて、退職後 6 ヶ月以内に出産した場合には、以前加入していた健康保険への請求もできます。

健康保険へ請求した場合は、国民健康保険からは支給されません。

※ 会社等勤務先の健康保険に加入されている方は、加入している健康保険より支給されますので、勤務先に確認してください。

担当課・問合せ先 市民課 TEL：681－1116



児童医療費助成

乳幼児・児童の健やかな成長と健康を守るため、保険診療を受けたときに支払った医療費を助成します。学校、保育園等の管理下において発生した病気、けが等に係る医療費が、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する「災害共済給付制度」の対象となる場合は、助成対象外です。

対 象 者

さくら市に住所があり、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの児童で、健康保険に加入している方

利 用 方 法

さくら市に出生・転入した時に、登録の申請をします。なお、加入する健康保険に変更があった際には、変更後の健康保険が確認できるもの（資格確認書・資格情報のお知らせ等）が届き次第、医療費助成の変更手続きが必要となります。

手続きに必要なもの

- ・ 児童医療費受給資格登録申請書
（こども政策課、喜連川市民生活室、市ホームページで入手できます。）
- ・ お子様の健康保険が確認できるもの（資格確認書・資格情報のお知らせ等）
- ・ 保護者名義の振込先預金通帳



医療費の助成を受けるには

- ・ 現物給付
県内医療機関を受診する際に、「児童医療費受給資格証」、「健康保険が確認できるもの（資格確認書・資格情報のお知らせ等）」を提示してください。
- ・ 償還払い
県外医療機関を受診する場合や、県内医療機関受診の際に現物給付が受けられない場合、受診翌月より１２ヶ月以内に市へ助成申請してください。

【ご注意】次の場合、現物給付が受けられないことがあります。

- ・ 県内医療機関受診の際に、「児童医療費受給資格証」を提示しなかった場合
- ・ 加入する健康保険が変更になったのに、内容変更の手続きをしなかった場合
（資格証に記載されている加入保険の内容と医療機関へ提示した健康保険が確認できるものが違う場合）

担当課・問合せ先

こども政策課 TEL：６８１－１１２５

喜連川市民生活室 TEL：６８６－６６１１

児童手当

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもと、児童を養育している方に手当を支給するものです。さくら市に出生・転入した時に、認定の申請をします。

支給対象者

- ・ 満18歳以降の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している方

支給月額（児童一人あたり）

- ・ 3歳未満
15,000円
- ・ 3歳以上、高校生まで
10,000円（第3子以降は30,000円）

支給時期

- ・ 年6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）それぞれの前月分まで支給されます。

手続きに必要なもの

- ・ 認定請求書
- ・ 振込先預金通帳（申請者名義）
- ・ 申請者及び配偶者のマイナンバーカード

※ 公務員の方は、勤務先にお問い合わせください。

担当課・問合せ先 こども政策課 TEL：681－1125

喜連川市民生活室 TEL：686－6611

新生児聴覚検査費用の助成について

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることができます。早期発見・早期療育のため、母子手帳交付の際に、新生児聴覚検査費用の受診票を交付します。

赤ちゃんが生まれたら、出産した病院で聴覚検査を受けてください。

助 成 額 5, 0 0 0 円

※ 県外の医療機関や聴覚検査を実施していない医療機関で出産する場合は、事前に担当課にお問い合わせください。

担当課・問合せ先 こども家庭センター TEL : 6 1 6 - 3 7 3 2

こんにちは赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問事業）

生後4か月までの乳児期に、看護師・保健師・助産師がご家庭へ訪問します。子育てに関する情報提供や赤ちゃんの体重測定、予防接種・健診の受け方の説明、オムツ入りトートバッグのプレゼントなどを行います。

訪問日程は、事前に赤ちゃんこんにちは電話で相談させていただきます。

※ 里帰り先での訪問を希望する場合は、担当課にお問い合わせください。

担当課・問合せ先 こども家庭センター TEL : 6 1 6 - 3 7 3 2

保育園・幼稚園・認定こども園・小規模保育施設

保育園について

入 園 申 込

- ① 年度当初（４月）から入園を希望する場合
前年の１０月頃に、申込受付を行います（９月頃に、広報やホームページでお知らせします。）。
- ② 途中から入園を希望する場合
随時受付しています。（入園希望する月の６ヶ月前から前月１０日までに申込）
- ③ 他市町村の保育園への入園を希望する場合
希望先の市町村によって申込条件や期限が異なりますので、お問い合わせください。

申 込 方 法

こども政策課、喜連川市民生活室に備え付けの保育園入園申込書類一式（市ホームページからもダウンロードできます。）に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。

なお、必要書類については保護者の状況に応じて、就労証明書や課税証明書等をご用意していただきますので、事前にお問い合わせください。

保育を必要とする事由

- ① 保護者が１か月あたり６４時間以上就労することを常態としていること
- ② 妊娠中であるか出産後間もないこと
- ③ 保護者が疾病・負傷・精神若しくは身体に障害を有していること
- ④ 同居の親族（長期入院等している親族含む）を常時介護又は看護していること
- ⑤ 求職活動を継続的に行っていること（９０日程度）
- ⑥ 就学（職業訓練校等における職業訓練含む）していること
- ⑦ 児童虐待やＤＶのおそれがあること
- ⑧ 育児休業取得時に、既に保育を利用しているお子様がいて、継続利用が必要であると認められること
- ⑨ その他、上記に類する状態として市が認める場合

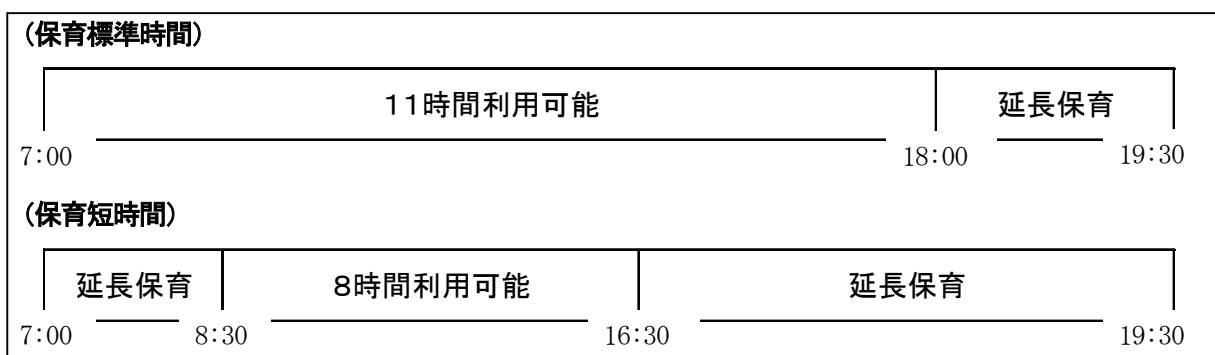


3つの認定区分

保育所、新制度の給付の対象となる幼稚園、認定こども園、及び小規模保育施設などの施設を利用する場合は、まず、認定を受ける必要があります。

年 齢	区 分（最大利用時間）		要 件	利 用 先
3 歳以上	1号認定	教育標準時間（4時間程度）	教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
	2号認定	保育標準時間（11時間）	保育を必要とする事由に該当し、保育を希望する場合	保育園・認定こども園
		保育短時間（8時間）		
3 歳未満	3号認定	保育標準時間（11時間）		保育園・認定こども園・小規模保育施設
		保育短時間（8時間）		

保育の必要量イメージ



- ・ 「保育標準時間」…開園時間から最大 11 時間の利用が可能
- ・ 「保育短時間」…8:30～16:30 の間の最大 8 時間の利用が可能

※ 「保育標準時間」の方が利用可能な 11 時間を超えて施設を利用する場合、または「保育短時間」の方が利用可能な 8 時間を超えて施設を利用する場合は、延長保育となります。延長保育における料金設定は、各施設で異なります。



担当課・問合せ先 こども政策課 TEL：681-1125

幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償になります。詳しくは、こども政策課へお問い合わせください。

担当課・問合せ先 こども政策課 TEL：681-1125

保育サービスについて

1. 延長保育

保護者の仕事の都合等により保育時間内にお迎えできないお子さんを、午後7時または、午後7時30分までお預かりします。

延長保育は、すべての施設で実施しています。

料金設定は、各施設で異なります。

2. 一時保育

仕事の都合や就学等で継続的にお子さんの世話ができなくなった場合は、週平均3日を限度にお預かりします。また、保護者の病気や事故、冠婚葬祭等により緊急に保育できなくなった場合は、その状況により必要な日数お預かりします。

申込方法 各実施保育施設に直接申込み

※ 実施施設はP18～19 参照



保 育 時 間

午前8時30分～午後5時

午前8時30分～午後5時30分（ちびっこランドさくら園、ゆうゆうランドさくら園）

保 育 料

3歳未満 日額2,000円（公立保育園）

3歳以上 日額1,000円（公立保育園）

※ 私立保育園は異なりますので、各施設にお問い合わせください

3. 休日保育

保育施設に入園している児童で、年末年始を除く休日などにお子さんの保育ができない場合にお預かりします。

保 育 時 間

午前8時～午後6時

保 育 料

3歳未満 日額2,500円

3歳以上 日額1,300円



4. 病児・病後児保育

保育園等に入園している児童及び小学校3年生以下のお子さんで、【病児】＝『「病気の回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められないお子さん』、もしくは、【病後児】＝『病気の回復期にあるが、集団保育が困難で、かつ、その保護者が就労、傷病、冠婚葬祭等の理由により家庭で保育ができない場合にお子さん』をお預かりします。実施は、他市町の委託保育園となります。

なお、お子さんの病状や保育園の状況により、お預かりできない場合があります。

病児・病後児保育実施施設

名 称	住 所	開 設 時 間	休 園 日	電 話
(宇都宮市) 病児保育施設 おはなほいくえん	宇都宮市 竹林町 941-3	月～金曜日…8:00～18:00 土曜日…8:00～13:00	第二土曜日・ 日曜日・祝日 創立記念日(5/30) 年末年始	678-9600

保 育 料 日額 2,500円

利 用 方 法

事前に施設へ電話予約をしていただき、必要書類を用意して利用当日施設にお申し込みください。

病後児保育実施施設

名 称	住 所	開 設 時 間	休 園 日	電 話
(矢板市) ぴっころ保育園	矢板市富田 530-4	7:00～18:00	日曜日・祝日 年末年始	0287-43-0266
(高根沢町) こばと保育園	高根沢町大字 宝積寺 2400-1	月～金曜日…8:00～18:00 土曜日…8:00～13:00		675-3315

保 育 料

1,000円/日〔ぴっころ保育園〕

300円/時〔こばと保育園〕

※ 保育料は、直接保育園へお支払いください。



利 用 方 法

事前に施設へ電話予約をしていただき、施設の受入が可能であれば、利用日前日までに必要書類をこども政策課へご提出ください。

担当課・問合せ先 こども政策課 TEL: 681-1125

保育園・小規模保育施設・認定こども園・幼稚園一覧

公立保育園

名 称	住 所	利用 定員	開園時間	電 話	延長 保育	一時 保育	受入 月齢
たいよう保育園	さくら市松山 796-1	170 名	7:15~19:30	681-1331	○	○	6 ヶ月
わくわく保育園	さくら市喜連川 837-1	170 名	7:15~19:30	686-2142	○	○	6 ヶ月

私立保育園

名 称	住 所	利用 定員	開園時間	電 話	延長 保育	一時 保育	受入 月齢
あおぞら保育園	さくら市草川 42	230 名	7:00~19:30	681-1336	○	○	2 ヶ月
氏家さくら保育園	さくら市上野 202-10	50 名	7:00~19:30	682-3858	○	×	産休 明け
第二氏家さくら保育園	さくら市きぬの里 1-19-2	120 名	7:00~19:30	666-7277	○	○	産休 明け
アップル保育園	さくら市蒲須坂 595-2	100 名	7:00~19:00	682-9957	○	×	3 ヶ月
氏家保育園	さくら市氏家 2377-1	101 名	7:00~19:30	682-2402	○	×	1 歳児
ふれあい保育園	さくら市氏家 3263-5	144 名	7:00~19:30	682-8837	○	○	産休 明け
こどもの森 YOU 保育園	さくら市箱森新田 154-1	40 名	7:00~19:00	612-5783	○	○	産休 明け

- ・ 氏家さくら保育園は、2 歳児クラス（満 3 歳児）の年度までのお預かりになります。
次年度以降は、市内のいずれかの保育園へ転園になります。
- ・ 氏家保育園は令和 8 年度末で閉園予定です。

私立小規模保育施設

名 称	住 所	利用 定員	開園時間	電 話	延長 保育	一時 保育	受入 月齢
ちびっこランドさくら園	さくら市櫻野 414-1	12 名	7:30~19:30	688-0852	○	○	6 ヶ月
ゆうゆうランドさくら園	さくら市草川 66-12	12 名	7:30~19:30	666-5678	○	○	6 ヶ月
つくし保育園	さくら市上野 142-15	18 名	7:00~19:30	682-6745	○	○	3 ヶ月

- ・ 2 歳児クラス（満 3 歳児）の年度までのお預かりになります。
次年度以降は、市内のいずれかの保育園へ転園になります。



私立認定こども園（幼保連携型）

名 称	住 所	利用 定員	開園時間	電 話	延長 保育	一時 保育	受入 月齢
きつれ川幼稚園 （幼稚園）	さくら市下河戸 1934-2	35 名	10:00～14:30	685-3759	○	○	満 3 歳
きつれ川幼稚園 （保育園）		90 名	7:00～19:30	685-1188	○	○	産休 明け
氏家幼稚園 （幼稚園）	さくら市櫻野 1745	222 名	10:00～14:30	682-8393	○	○	満 3 歳
氏家幼稚園 （保育園）		148 名	7:00～19:30		○	×	6 ヶ月

- ・ 幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持つ施設です。
- ・ 幼稚園機能部分では、開園時間外 14:30～18:00（きつれ川幼稚園は加えて 7:45～10:00）に預かり保育を実施しています。入園やご利用については、直接園にお申込になります。

私立認定こども園（地方裁量型） 認可外保育施設

名 称	住 所	利用 定員	開園時間	電 話	延長 保育	一時 保育	受入 月齢
ヒカリ園（幼稚園）	さくら市氏家 3093-2	9 名	9:30～14:30	682-9006	○	○	満 3 歳
ヒカリ園（保育園）		11 名	7:30～19:00		○	○	3 歳児

- ・ 地方裁量型認定こども園とは、幼稚園と保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす施設です。
- ・ 認可外保育施設は、児童福祉法に基づく施設の設置認可を受けていない保育施設です。保育を行う上では、職員配置基準、保育室の構造設備、非常災害対策等について、指導監督基準が示されています。
- ・ 幼稚園機能部分では、開園時間外に預かり保育を実施しています。入園やご利用については、直接園にお申込になります。
- ・ 保育園機能部分も土曜日は休園になります。

企業主導型保育事業所 認可外保育施設（私立）

名 称	住 所	定員	開園時間	電 話	受入 月齢
そらまめ保育園	さくら市馬場 132-1	20 名	7:00～19:00	612-7035	6 ヶ月

- ・ 企業主導型保育事業所「そらまめ保育園」において自社等の従業員のほか、地域住民等が利用でき、20名の定員のうち10名の地域枠として設定しています。
- ・ 利用申込・保育料等については、直接施設へお問い合わせください。

担当課・問合せ先

こども政策課 TEL：681-1125

子育て支援について

地域子育て支援センター

子育て中の人と地域の人たち、母親同士及び保育園児たちとの交流の場です。

センターでは、子育て相談や主に就学前親子を対象にした交流行事など様々な事業を行っています。

「情報交換したい」、「育児に少し悩みがある」、「少し育児に疲れたな」と思ったら、気軽にお近くのセンターまで足を運んでみてはいかがでしょうか。

子育て支援センター一覧

名 称	住 所	開 設 時 間	休 館 日	電 話
にこにこサロン (たいよう保育園内)	さくら市松山 796-1	9:00~15:00	土・日・祝日 年末年始 保育園行事日	681-1331
サンサンサロン (あおぞら保育園内) ※休止中	さくら市草川 42	9:00~15:00	土・日・祝日 年末年始 保育園行事日	681-1336
わくわくサロン (アップル保育園内)	さくら市蒲須坂 595-2	10:00~15:00	土・日・祝日 年末年始 保育園行事日	682-9957
子育て支援 YOU (こどもの森 YOU 保育園内)	さくら市箱森新田 154-1	9:00~15:00	土・日・祝日 年末年始 保育園行事日	612-5783
どんぐりひろば (上松山児童センター)	さくら市氏家 3776-2	9:00~18:00	第3日曜日 年末年始	616-3660
ひまわり (喜連川児童センター)	さくら市喜連川 3936-1	9:00~18:00	第3日曜日 年末年始	678-2651
おひさまひろば (氏家児童センター)	さくら市馬場 96-1	9:00~18:00	第3日曜日 年末年始	612-6145

※ 都合により、臨時に休館する場合があります。

担当課・問合せ先

こども政策課 TEL : 681-1125

子育て短期支援

ショートステイ事業

保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、学校行事等への出席のため、家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等で当該児童を一定期間預かり、養育するサービスです。お子さんの養育方法や関わり方について支援が必要な場合等は、親子で利用することができます。（原則として7日以内）

利 用 料

年齢区分	利用者負担区分	利用者負担額
2歳児未満	生活保護世帯 市民税非課税のひとり親世帯	0円
	市民税非課税世帯 ひとり親世帯	1日当たり1,100円
	その他の世帯	1日当たり5,500円
2歳児以上	生活保護世帯 市民税非課税のひとり親世帯	0円
	市民税非課税世帯 ひとり親世帯	1日当たり1,100円
	その他の世帯	1日当たり2,800円
親子入所の保護者	生活保護世帯 市民税非課税のひとり親世帯	0円
	市民税非課税世帯 ひとり親世帯	1日当たり1,100円
	その他の世帯	1日当たり5,000円
親子入所の児童（未就学児）	生活保護世帯 市民税非課税のひとり親世帯	0円
	市民税非課税世帯 ひとり親世帯	1日当たり1,000円
	その他の世帯	1日当たり2,400円
親子入所の児童（小学生以上）	生活保護世帯 市民税非課税のひとり親世帯	0円
	市民税非課税世帯 ひとり親世帯	1日当たり700円
	その他の世帯	1日当たり1,300円

トワイライトステイ事業

保護者が、仕事などの理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合に、児童養護施設で一時的に該当する児童を預かり、養育するサービスです。（原則として10日以内）

利 用 料

実施時間区分	利用者負担区分	利用者負担額
月曜日から金曜日まで (午後5時から午後10時まで)	活保護世帯 市民税非課税のひとり親世帯	0円
	市民税非課税世帯 ひとり親世帯	1日当たり400円
	その他の世帯	1日当たり800円
さくら市の休日を定める条例 第 1条第1項に規程する市の休日 (午前8時30分から午後6時まで)	生活保護世帯 市民税非課税のひとり親世帯	0円
	市民税非課税世帯 ひとり親世帯	1日当たり400円
	その他の世帯	1日当たり1,400円

※ 事前にこども家庭センターへ相談ください。

※ 利用中の付き添い（自宅から施設、施設から学校等）があった場合には、費用がかかる場合があります。詳細はお問い合わせください。

担当課・問合せ先 こども家庭センター TEL：616-3714

子育て世帯訪問支援事業

子育て・家事に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員（ヘルパー）を派遣して、家事・育児支援を行います。

利 用 料

利用者負担区分	訪問支援費	交通費
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	0円	0円
市民税所得割課税額 77,101 円未満世帯	1 時間当たり 6 0 0 円	1 回当たり 2 0 0 円
その他の世帯	1 時間当たり 1, 5 0 0 円	1 回当たり 5 0 0 円

担当課・問合せ先 こども家庭センター TEL：616-3714

子育て練習講座

スポーツや楽器演奏の基礎練習と同じように、子どものほめ方や叱り方の基本的なスキルを学び、子育てするなかで子どもとの向き合い方を練習する講座です。

保護者だけではなく、祖父母や妊婦など興味のある方は、どなたでも参加が可能です。

受講を希望する方はお問い合わせください。

利 用 料

無料

担当課・問合せ先 こども家庭センター TEL：616-3714

児童センター（児童館）

児童センターは、遊びを指導する人（児童厚生員）が、児童に健全な遊びを与えて、健康増進や情操を豊かにすることを目的とした施設です。また、児童センターでは、子育て支援センター（子育て情報の提供・子育て相談・子育て親子の交流の場等）と放課後児童クラブ（学童保育）も施設内で併せて実施しています。

利用対象者

児童センターと子育て支援センターは、18歳未満の児童とその保護者を対象にしています。また、子どもの健全育成を目的に活動している団体等も利用できます。

利用方法

児童センターの利用は、個人の場合、玄関で住所・氏名等を受付簿に記入してください（乳幼児の利用は保護者同伴でお願いします。）。

また、団体での利用は利用許可申請が必要です。事前にご連絡ください。

開館時間・休館日

名 称	開館時間	休館日
氏家児童センター	9:00～18:00	第3日曜日、年末年始
上松山児童センター	9:00～18:00	第3日曜日、年末年始
喜連川児童センター	9:00～18:00	第3日曜日、年末年始

※ 都合により、臨時に休館する場合があります。

担当課・問合せ先

こども政策課 TEL：681-1125

放課後児童クラブ（学童保育）

保護者とその同居家族の就労などを理由に、放課後、春夏秋冬休み等に家庭内で保育を受けられない小学校の児童を対象とし、遊び（外遊び・図画工作等）を通して健全育成を図ります。

利用対象者

市内の小学校に在籍中の１年生から６年生までの児童で、就労等により保護者が放課後に留守となるため、保護指導が十分に受けられない児童。

開設時間

対象日	開設時間
通常時（学校開校日）	下校 ～ 19：30
土曜日、長期休み	7：30 ～ 19：30

保 育 料

内 容	保育料
通常保育	7,000 円（月額）
延長保育	300 円（30 分あたり）
長期休業中保育	7,000 円（夏季休業中）

保育料の減免

次のいずれかに該当する場合は、申請により利用料が免除または減額になります。

世帯状況	減免区分
生活保護世帯	免除
ひとり親家庭医療費助成を受けている	1/2 減額

申込について

利用をご希望の方は、該当する下記の申込先へ直接お問い合わせ下さい。

放課後児童クラブ一覧

学校区	主な実施場所	申込先	住所（電話番号）
氏 家 小	氏 家 児 童 セ ン タ ー	氏 家 児 童 セ ン タ ー	馬場 96-1 (028-612-6145)
上 松 山 小	上 松 山 児 童 セ ン タ ー	上 松 山 児 童 セ ン タ ー	氏家 3776-2 (028-616-3660)
		さくら市社会福祉協議会	櫻野 1329 (028-682-2217)
熟 田 小	熟 田 小 プ ー ル 管 理 棟	さくら市社会福祉協議会	櫻野 1329 (028-682-2217)
押 上 小	押上小学校内余裕教室		
南 小	南小放課後児童クラブ	南小放課後児童クラブ	きぬの里一丁目 19-3 (028-612-2215)
喜 連 川 小	喜 連 川 児 童 セ ン タ ー	喜 連 川 児 童 セ ン タ ー	喜連川 3936-1 028-678-2651

担当課・問合せ先

こども政策課 TEL：681-1125



ファミリーサポートセンター

子育ての応援をしたい人、子育ての援助を受けたい人が会員となって助け合い、子どもの健やかな成長を支援します。

対 象 者

- ・ 育児の援助を受けたい方・育児の援助を行う方

手続きに必要なもの

- ・ 入会申込書（社会福祉協議会氏家支部にあります）
- ・ 本人が確認できるもの（運転免許証等）

問 合 せ 先

- ・ 登録・申込みはセンター事務局へ
さくら市社会福祉協議会氏家支部（氏家福祉センター内） TEL 6 8 2 - 2 2 1 7

援助できる内容

- ・ 保育園、放課後児童クラブ、小学校等が始まる前や終了後の預かりと送迎
- ・ 会員が病気、冠婚葬祭への参加等、リフレッシュしたいときなどの預かり
- ・ 子どもの病気が回復期で、軽度の場合の預かり

会 員 条 件

- ・ 利用会員（子育ての手助けをしてほしい方）市内在住・在勤で、おおむね6ヶ月から小学校6年生以下の子どもの保護者の方
- ・ 提供会員（子育ての手助けをしたい方）市内在住で健康であり、自宅で子どもを預かれる方
- ・ 児童の保育に熱意のある方（20歳以上）
- ・ 両方会員（利用会員、提供会員の両方を兼ねる方）

利 用 料 金

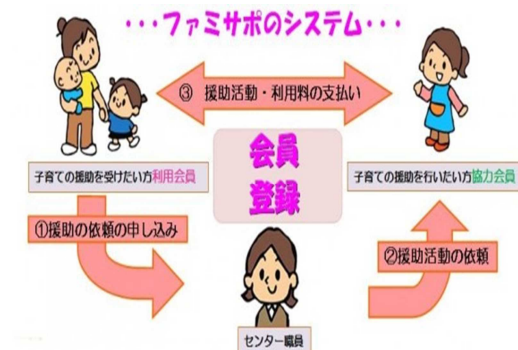
1時間あたり 600円

次に該当する場合は利用料金が半額になります。

- ・ きょうだい同時利用の場合2人目
- ・ ひとり親世帯（ひとり親家庭医療受給資格証をお持ちの方）
- ・ 生活保護世帯
- ・ 住民税非課税世帯

※その他、交通費、おやつ等にかかった費用は利用会員の実費負担となります。

担当課・問合せ先 こども政策課 TEL：6 8 1 - 1 1 2 5



小学校・中学校

入学について

就学時健康診断

教育委員会では、学校保健安全法第 11 条の規定に基づき、小学校就学前の健康診断を毎年 10・11 月に行っています。小学校入学予定者には、毎年 9 月頃に「就学時健康診断のお知らせ」を保護者に送付します。何らかの理由により、入学予定校で受診できない場合は、学校教育課にご連絡ください。

入学通知

- ・小・中学校の入学予定者には、毎年 1 月下旬に「入学通知書」を保護者に送付します。
- ・転出等により就学指定学校に入学できない場合、または就学指定学校以外の学校に入学を希望する場合は、早めに学校教育課にご連絡ください。

担当課・問合せ先 学校教育課 TEL：686－6620

転校の手続きについて

転入、転出、転居に伴い就学指定学校が変更された場合は、住所の異動手続と同時に転校の手続きが必要となります。

市外からの転入・市内での転居

- ① 転出前の在籍校で「在学証明書」「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を受け取ります。
- ② 市民課または喜連川市民生活室の窓口で「住民異動届」を提出し、児童生徒の「入学願」をその場で記入してください。
- ③ その後、新しく在籍する学校で転入学の手続きをしていただきます。その際、転入前に在籍していた学校の「在学証明書」・「転学児童生徒教科用図書給与証明書」をお持ちください。

市外への転出

- ① 転出前の在籍校で「在学証明書」「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を受け取ります。
- ② 転出先の市民課（住民課）窓口で「住民異動届」を提出し、その後必要事項について手続を行ってください（転出先の自治体によって、手続きの方法は異なります）。

担当課・問合せ先 学校教育課 TEL：686－6620

就学指定学校の変更について

何らかの事情により、就学指定学校以外の小中学校へ通学を希望する場合は、所定の手続きが必要となります。

市内の別な学校に変更したい場合

- ① 学校教育課で「就学指定学校変更許可願」に必要事項を記入し、提出してください。許可基準は次のページの通りです。
- ② 申請内容を教育委員会で審議し、就学指定学校変更の可否を通知します。

市外に住むが市内の学校に引き続き通学したい場合

- ① 学校教育課で「区域外就学許可願」に必要事項を記入し、提出してください。
- ② 住所地の教育委員会と協議の上、区域外就学の可否を通知します。

市内に住むが市外の学校に通学したい場合

通学希望先の教育委員会にご相談ください。

担当課・問合せ先 学校教育課 TEL：686－6620



指定学校変更の許可基準

区 分	許 可 基 準	対 象	期 間
市内転居	在学中に市内の他の学区に転居し、転居後も引き続き同じ学校への就学を希望する場合	小・中学校 全学年	卒業まで
市内転居予定	在学中に市内の他の学区に転居する予定があり、前もって転居予定地の指定学校への就学を希望する場合	小・中学校 全学年	転居予定日まで
留守家庭	保護者が共働き等の理由により、下校後の預け先の指定学校への就学を希望する場合	小・中学校 全学年	卒業まで
家庭事情	家庭の事情等により、住所登録地と実際の居所が異なっているが、居所の指定学校への就学を希望する場合	小・中学校 全学年	必要とする期間
地理的理由	・居住地から指定学校までの通学路が山や川により分断されているなど、通学の安全性を考慮する必要がある場合 ・指定学校以外の学区の自治会や子ども会に所属しているなど、子どもの教育への影響を考慮する必要がある場合	小・中学校 全学年	卒業まで
身体的理由	病気や肢体不自由等の身体的理由により、指定学校以外の学校への就学を希望する場合	小・中学校 全学年	必要とする期間
特別支援学級入級	特別支援学級に入級する必要があると認められる児童又は生徒で、特別支援学級が設置されている学校への就学を希望する場合	小学校 全学年	卒業まで
特色ある教育活動	参加する部活動の有無など、当該学校の特色ある教育活動等を考慮し、指定学校以外の中学校への就学を希望する場合	中学校 全学年	卒業まで
指定学校変更児童の中学校入学	指定学校を変更した児童が、在籍する小学校区の中学校への進学を希望する場合	中学校 新入学生	卒業まで
指定学校変更児童生徒の兄弟	指定学校を変更した児童又は生徒の兄弟姉妹で、同一校への就学を希望する場合	小・中学校 全学年	卒業まで
その他	上記以外で、指定学校以外の市立学校に就学する事由が相当と認められる場合 (例：いじめや不登校などにより教育的な配慮が必要な場合)	小・中学校 全学年	必要とする期間

就学が困難な児童生徒への援助について

経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学援助費を支給する制度があります。

準要保護児童生徒就学援助費

前年度又は当該年度において次の条件に該当する方が対象となります。

- ① 生活保護が廃止または停止となった方
- ② 市町村民税が非課税の方、または市町村民税、個人事業税もしくは固定資産税の減免を受けている方
- ③ 国民年金の減免を受けている方、または国民健康保険の保険料の減免もしくは徴収猶予を受けている方
- ④ 児童扶養手当を受給している方
- ⑤ その他の理由により、就学費用の支払が困難であると教育委員会が認定した方

お子さんをすでに小・中学校に通わせている保護者の方で、受給を希望される場合は、小・中学校の学級担任を通じてお申し出ください。また、小学新1年生になるお子さんの保護者の方で、受給を希望される場合は学校教育課に直接お問い合わせください。

なお、認定にあたっては地区担当民生児童委員との面談が必要となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

支給される援助費

- (1) 学用品費及び通学用品費 (2) 新入学用品費又は入学準備金 (3) 校外活動費
- (4) 学校給食費 (5) 修学旅行費 (6) クラブ活動費 (7) オンライン学習通信費
- (8) 医療費(虫歯など、学校保健安全法施行令第8条各号に定める疾病の治療費に限る。)

要保護児童生徒援助費

生活保護を受けている方が対象となります。認定に当たって、学校を通じて申請書を提出していただきます。

支給される援助費

準要保護援助費のうち、教育扶助(生活保護)の対象とならない修学旅行費及び医療費(虫歯など、学校保健安全法施行令第8条各号に定める疾病の治療費に限る。)

担当課・問合せ先

学校教育課 TEL : 686-6620

家庭教育について

エンゼル講座

親子で仲間をつくり、子育てについて話しながら、共に学び、共に育つ親をめざして楽しく活動する講座です。

乳児期から幼児期の子育てに関する情報や学習の提供、さまざまな体験や交流活動を行います。

対 象 0歳から未就園の乳幼児と、その保護者

担当課・問合せ先 生涯学習課 TEL：686－6621

家庭教育学級

各小学校単位で、保護者を中心に学校・地域との連携を図りながら家庭教育について学び、企画し、学んだことを発揮できるような自主活動をしています。

対 象 各小学校単位の保護者（現在は喜連川小学校のみ）

担当課・問合せ先 生涯学習課 TEL：686－6621

家庭教育講座

変化の大きい時代において、子どもが置かれている環境や心の問題について地域の大人が理解を深め、子ども達の豊かな人間性をみんなで育てていこうとする地域社会や家庭教育を推進するための講座です。人生のあらゆるステージを対象にした家庭教育に関する学びの場を提供します。

対 象 子を持つ保護者、孫のいる方など

担当課・問合せ先 生涯学習課 TEL：686－6621

家庭教育通信

子育て情報誌「だっこ通信」

乳幼児がいるご家庭向けに、子育てについてのいろいろな知識やヒント、情報などを発信しています。エンゼル講座生に配布しているほか、市のホームページにも掲載しています。

ぜひ、子育ての参考にしてください。ご意見やご質問もお待ちしています。

▼だっこ通信は
こちら



「家庭教育ガイドBOOK」

小学校入学を迎えるお子さんがいる保護者を対象に、小学校生活に関する情報や、家庭教育を充実させるヒントなどを掲載した冊子を配布しています。

担当課・問合せ先 生涯学習課 TEL：686－6621



障がいのあるお子さんのために

障がい福祉サービスを利用する場合「計画相談支援事業所」と契約してサービスの利用計画を立てる必要があります。福祉課に専門の相談員を配置していますので、福祉課までお問い合わせいただくと関係機関におつなぎします。

また、障がいをお持ちのお子様の子育てについて悩みや相談したいことがある場合は、地域の障害児支援の中核的役割を担う「こども発達支援センターぴーち」にご相談ください。

担当課・問合せ先 福祉課 TEL：681-1161

こども発達支援センターぴーち TEL：678-8300

介護給付

居 宅 介 護

障がいのため、日常生活を営むのに支障があり家族が介護を行えないような場合、自宅へホームヘルパーの派遣が受けられます。

児童短期入所

介護者の都合により、在宅が困難な場合に一時的に施設に泊まることができます。

利 用 方 法

申請→調査→利用計画作成→支給決定→受給者証の交付→事業者との契約などの手順です。利用に際しては、事前にお問い合わせください。

担当課・問合せ先 福祉課 TEL：681-1161

障害児通所給付

児童発達支援

未就学の障がい児等が通園して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

肢体不自由児通所医療肢体不自由児通所医療

肢体の不自由な児童が、通園して治療を受けるとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児等に対して、保育所等を訪問し、保育所等における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがあり、外出することが困難な障がい児等に対し、居宅への訪問により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

放課後等デイサービス

学校に就学している障がい児等が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を受けられます。

利用方法

申請→調査→利用計画作成→支給決定→受給者証の交付→事業者との契約などの手順です。利用に際しては、事前にお問い合わせください。

児童通所支援事業所

市内の利用できる事業所は、次のとおりです。

名称	所在地	電話番号	設置者	児童 発達	保育 訪問	放課 後等
こども発達支援 センターぴーち	さくら市氏家 2447-8	678-8300	社会福祉法人 恵友会	○	○	○
こどもの広場ぱいん	さくら市松山 1005-1	678-8517	社会福祉法人 恵友会	—	—	○
グローバルキッズ メソッド7 さくら店	さくら市馬場 247-1	689-8397	ハッピーライフケア(株)	—	—	○
グローバルキッズ メソッド35 新さくら店	さくら市氏家 2579-11	612-4642	ハッピーライフケア(株)	○	—	○
グローバルキッズ メソッド56氏家駅東店	さくら市氏家 2435-3	612-3543	ハッピーライフケア(株)	—	—	○
グローバルキッズ メソッド149さくら店プラス	さくら市卯の里 1-12-14	確認中 R7.4オープン	ハッピーライフケア(株)	—	—	○

※ 利用時間などの詳細については、各事業所へお問い合わせください。

担当課・問合せ先 福祉課 TEL：681-1161

日中一時支援

家族など障がい児の介護者の就労や一時的な休息の確保を図るため、日中において介護者のいない障がい児に一時的な見守り等の支援を行います。

※ 宿泊を伴わないものに限ります。

利 用 方 法

申請→調査→支給決定→利用者証の交付などの手順です。利用に際しては、事前にお問い合わせください。

担当課・問合せ先 福祉課 TEL：681－1161

補装具費の支給

18歳未満の身体障がい児（身体障害者手帳保持者等）の身体上の障がいを補って、日常生活をしやすいするため、補装具（補聴器、車いす、姿勢保持装置）の購入・修理に要する費用の一部を支給します。

担当課・問合せ先 福祉課 TEL：681－1161

日常生活用具の給付

18歳未満の身体障がい児（身体障害者手帳保持者等）が家庭生活を営むうえでの不便を解消し、容易に日常生活ができるように必要な生活用具（訓練いす、訓練用ベット、入浴補助用具、ストーマ用装具など）を給付します（ただし、一部負担金があります。）。

担当課・問合せ先 福祉課 TEL：681－1161

軽度・中等度難聴児の補聴器購入費の支給

１８歳未満で身体障害者手帳が交付されない聴力の障がい児に、補聴器の購入・修理に要する費用の一部を支給します。

対 象 者

市内に住所を有する１８歳未満の方であって、両耳の聴力レベルが３０デシベル以上７０デシベル未満の方

担当課・問合せ先 福祉課 TEL：６８１－１１６１

自立支援医療費（育成医療・精神通院医療）

身体障がい児の機能回復のための医療受診や、精神障がい者の通院治療を促進するために自立支援医療の給付を行います。

どの障がいの人も医療費の原則１割を自己負担します。ただし、低所得者世帯等については、自己負担額が軽減されます。

担当課・問合せ先 福祉課 TEL：６８１－１１６１

重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害児の方が病院等で診療を受けた時に、支払った自己負担分の一部を助成します。ただし、医療保険適用分のみが対象となり、入院時の食費等の自己負担分は助成の対象外です。

対 象 者

- ・ 身体障害者手帳１・２級程度、または療育手帳Ａ１・Ａ２程度、または療育手帳Ｂ１程度の所持している方であって身体障害者手帳３・４級程度の障がい重複している方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳１級程度を所持している方

手続きに必要なもの

- ・ 健康保険が確認できるもの（資格確認書・資格情報のお知らせ等）
- ・ 振込先預金通帳
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・ マイナンバーカード
（対象者及び対象者と同一健康保険に加入されている方全員分）

担当課・問合せ先 福祉課 TEL：６８１－１１６１

特別児童扶養手当

精神または身体に中程度以上の障がいをもつ20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または養育者に特別児童扶養手当を支給します。

対 象 者

20歳未満の児童を監護している父母、または養育者で、対象児童の障がい程度が次のうち一つ以上に該当する方（詳細は、お問い合わせください。）。

- ・ 身体障害者手帳1～3級（4級の一部）
- ・ 療育手帳A1、A2、B1
- ・ 身体または精神に前記と同程度の障害、疾病のある方

手続きに必要なもの

- ・ 障害認定診断書等
- ・ 振込先預金通帳
- ・ マイナンバーカード
- ・ その他（詳細は、お問い合わせください。）

支 給 時 期 4月、8月、11月の3回に分けて支給されます。

担当課・問合せ先 福祉課 TEL：681－1161

障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の児童に、障害児福祉手当を支給します。

対 象 者

20歳未満の児童であり、次のうち一つ以上に該当する方。

- ・ 身体障害者手帳1・2級の一部の方
- ・ 最重度の知的障害のある方
- ・ 身体または精神に前記と同程度の障害、疾病のある方

なお、施設に入所している児童は対象者とはなりません。
また、所得の制限があります（詳細は、お問い合わせください。）。

手続きに必要なもの

- ・ 障害認定診断書等
- ・ 振込先預金通帳
- ・ マイナンバーカード
（対象者及び対象者の配偶者及び対象者の扶養義務者のもの）

支 給 時 期 2月、5月、8月、11月の4回に分けて支給されます。

担当課・問合せ先 福祉課 TEL：681－1161



指定難病患者見舞金の支給

県の発行する指定難病特定医療費受給者証または小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けた患者に対して、見舞金20,000円が支給されます。

見舞金を受給するには、11月に市役所で手続きをする必要があります（詳細は、お問い合わせください。）。

申請に必要なもの

- ・ 指定難病特定医療費受給者証または小児慢性特定疾病医療費受給者証
- ・ ご本人または保護者名義の銀行等の預金通帳

担当課・問合せ先 福祉課 TEL：681－1161

その他各種支援について

不妊治療費助成

不妊治療にかかる治療費（診察費・検査費・薬剤代など）の一部を助成します。

対象となる治療

保険適用および保険適用外の不妊治療（医師が必要と認めた先進医療を含む）

※文書料、個室料、入院時食事療養費等の不妊治療に直接関係のない費用は除きます。

助 成 額

不妊治療に要した費用に係る自己負担額の2分の1（※1回の申請につき上限15万円まで）

ただし、健康保険組合などから助成（高額療養費、付加給付等）がある場合は、自己負担額からこれらの助成額を控除した額の2分の1になります。

助 成 回 数

- ・ 1年度2回まで申請できます。
（同1年度内に終了日を迎えた治療については複数回分まとめて申請できます。）
- ・ 通算5年（連続する必要はありません。通算で5年度分の助成が受けられます。）

申 請 期 限

治療を受けた日（終了日）の属する年度内に申請してください。申請期限を過ぎてしまった場合は、助成を受けることができませんのでご注意ください。なお、治療が3月下旬に終了予定の場合など、年度内の申請が困難な事情がある場合は、お早めにご相談ください。

手続きに必要なもの

- ・ 不妊治療費補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 不妊治療費の領収書（原本）
- ・ 住民票（夫婦二人分、本籍・続柄の記載があるもの・マイナンバー記載のないもの）
- ・ 戸籍謄本（事実婚の場合のみ、夫婦二人分）
- ・ 健康保険組合等から助成（高額療養費、付加給付等）を受けたことがわかる書類（該当者のみ）
- ・ 不妊治療費補助金交付請求書（様式第3号）
- ・ 振込先預金通帳等（口座番号等が確認できるもの）
- ・ 健康保険が確認できるもの（夫婦二人分の資格確認書・資格情報のお知らせ等）

担当課・問合せ先 こども政策課 TEL：681－1125

児童扶養手当

両親の離婚などにより、父親または母親と一緒に生活していない児童を養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長のために支給される手当です。

対 象 者

支給限度額以内の所得で、離婚等により父子、母子等で生活している家庭で、児童の年齢が満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで

手続きに必要なもの

- ・ 戸籍謄本（離婚等が記載されており、発行日から1ヶ月以内のもの）
- ・ 振込先預金通帳
- ・ 公的年金給付等受給証明書（年金手帳・年金証書等）
- ・ 世帯全員のマイナンバーカードまたは通知カード

※ 家族状況により必要書類が異なりますので事前にお問い合わせください。

支 給 方 法

認定を受けると、翌月分から支給対象となり、5月、7月、9月、11月、1月、3月に支払い月の前月までの分が登録された口座に振り込まれます。

担当課・問合せ先 こども政策課 TEL：681-1125



遺児手当

父母の一方または両方が死亡した場合、児童の保護者に支給される手当です。

対 象 者

さくら市に住所があり、児童が義務教育終了前（中学校）で、市民税の所得割が課税されていない方

手続きに必要なもの

- ・ 戸籍謄本（受給者と児童が記載されているもの、父または母の死亡日が記載されているもの）
- ・ 振込先預金通帳
- ・ 市県民税課税証明書（申請した年の１月１日現在さくら市外に住所があった方）

支 給 制 限

受ける人に、市民税の所得割が課税されている場合は、支給停止されます。

支 給 額

児童一人月額 ３，０００円

手当の支給（年４回）

- ・ ３月中旬（１２月分～２月分）
- ・ ６月中旬（３月分～５月分）
- ・ ９月中旬（６月分～８月分）
- ・ １２月中旬（９月分～１１月分）

担当課・問合せ先 こども政策課 TEL：６８１－１１２５



ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭に対し、保険診療を受けた親子の医療費の一部を助成します。死亡・離婚等によりひとり親になったとき、認定を申請します。

対 象 者

一定の所得限度額以下のひとり親家庭の親子で、さくら市に住所があり、健康保険に加入している方

助成期間は、扶養児童の年齢が満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで

手続きに必要なもの

- ・ 健康保険が確認できるもの（資格確認書・資格情報のお知らせ等）
- ・ 振込先預金通帳
- ・ 申請者及び児童の戸籍謄本（離婚・死亡等が記載されているもの）



医療費の助成を受けるには

- ・ ひとり親家庭医療費助成申請書（こども政策課、喜連川市民生活室、市ホームページからも入手できます。）
- ・ 医療費領収書

そ の 他

児童医療費受給資格証をお持ちのお子さんが県内医療機関で診療を受ける時は、健康保険の確認できるものと児童医療費受給資格証を病院等の窓口に提出してください。保険診療の自己負担分及び入院時食事療養費の支払いが不要となります。

また、重度心身障害者医療費助成制度（重心）の受給者は、重度心身障害者医療費助成制度（重心）が優先されます。

担当課・問合せ先 こども政策課 TEL：681－1125



子育てに関する相談、支援

家庭における諸問題について、子ども家庭支援員兼家庭相談員が相談に応じ、適切な指導助言、支援を行います。

対 象 者

相談は、どなたからでもお受けします。

相 談 内 容

- ・ 性格や生活習慣について
- ・ 発育や発達について
- ・ 保育園・幼稚園・学校生活について
- ・ 非行について
- ・ 知的障害・身体障害について
- ・ その他（家族関係・虐待・児童養育上の諸問題）

相 談 方 法

- ・ 直接おいでいただくか、電話やメール（さくら市の問合せフォームをご利用ください）でも結構です。
（不在の場合があるため、おいでいただく時は、事前に電話連絡をお願いします。）
- ・ 相談は無料です。
- ・ 相談の秘密は厳守されます。

相 談 日

月曜日～金曜日（土・日・祝日は除きます。）

時間 午前８：３０～午後５：１５

担当課・問合せ先 こども家庭センター TEL：６１６－３７１４



DV・離婚等に関する相談

配偶者などからの暴力や離婚など夫婦間の問題など、母子・父子自立支援員兼女性相談支援員が相談に応じます。

相談方法

- ・ 直接おいでいただくか、電話やメール（さくら市の問合せフォームをご利用ください）でも結構です。
（不在の場合があるため、おいでいただく時は、事前に電話連絡をお願いします。）
- ・ 相談は無料です。
- ・ 相談の秘密は厳守されます。

相談日

月曜日～金曜日（土・日・祝日は除きます。）

時間 午前8：30～午後5：15



担当課・問合せ先 こども政策課 TEL：681－1125

民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員は、子育てや社会全般について、地域に密着した支援や専門の関係機関を紹介します。地区ごとに担当が決まっており、市内には83名の民生委員・児童委員がいます。また、民生委員・児童委員の内6名が、児童問題を専門に扱う主任児童委員として活動しています。親と子が楽しく健やかに暮らせるよう子育てを応援します。気軽にご相談ください。

担当課・問合せ先 福祉課 TEL：681－1160

さくら市地域共生センターSAKUTOMO

さくら市地域共生センターは、どのような内容の相談もまずは受け止め、相談者と一緒に悩み・困りごとの解決を目指す相談窓口です。相談には、相談支援包括化推進員が対応します。

対 象 者

相談は、どなたからでもお受けします。

相 談 内 容

どのような相談でもお受けします。

- ・ 漠然とした不安がある。
- ・ 困っていることがあるが、どこに相談すればいいのかわからないなど

相 談 方 法

- ・ 直接おいでいただくか、電話や手紙、電子メールやLINEでも結構です。
(不在の場合があるため、おいでいただく時は、事前に電話連絡をお願いします。)
- ・ 相談は無料です。
- ・ 相談の秘密は厳守されます。

相 談 日

月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始は除きます。）

時間 午前8：00～午後5：00

さくら市地域共生センターSAKUTOMO

問合せ先 住所：さくら市氏家1786番地2

TEL：612-3557

e-mail：chiikikyousei@kei-yuu-kai.com

LINE 相談：下記QRコードを読み込んでください。



子どもの居場所づくり

市内には、さくら市子どもの居場所づくり事業費補助金を活用し、子どもとその保護者を対象とした子どもの居場所を提供している団体があります。

団体により参加費を設定している場合があります。また、特定の回により材料費等の実費負担が発生する場合があります。詳しくは各事業団体へお問い合わせください。

(希望団体のみ掲載)

子どもの居場所づくり団体一覧

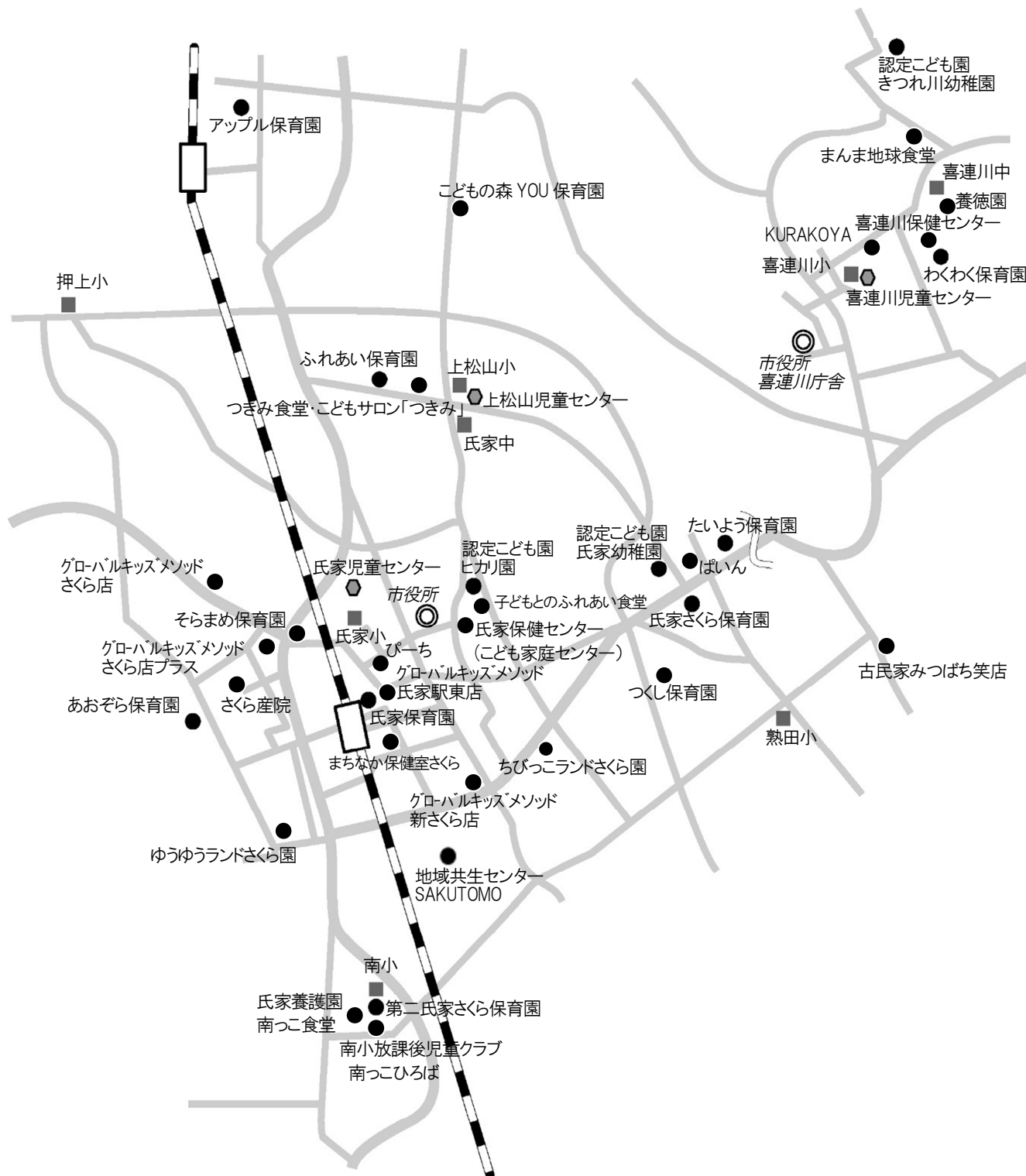
名 称	内 容	場 所	開 設 日 時	参 加 費 用
つきみ食堂 (社会福祉法人 愛美会) TEL:688-7195	食事の提供 (子ども食堂)	つきみの里交流ホール (さくら市氏家3260-32)	16:00~18:00 (毎月第4金曜)	小学生以下 100円 中学・高校生 200円 大人 300円 65歳以上 200円
こどもサロン「つきみ」 (有限会社ケアサポートまもる) TEL:681-7980	見守り 学習支援	だがしやつきみ内 (さくら市氏家3260-12)	10:00~12:00 (夏休み期間のうち12日間)	無料
南っこひろば (社会福祉法人 養徳園) TEL:080-8443-5353	見守り 学習支援	南小放課後児童クラブ (さくら市きぬの1-19-2)	9:00~13:00 (毎週水・金曜)	無料
まんま地球食堂 (特定非営利活動法人ボン・テ) TEL:090-4266-2159	食事の提供 (子ども食堂) 見守り・学習支援	さくら市フィオーレ 喜連川3-15-1	17:00~20:00 (毎月第2日曜・第4土曜)	中学生以下 無料 大人 500円
古民家みつばち笑店 (特定非営利活動法人子育て支援塾) TEL:678-9478	①子育て応援 イベント ②見守り ③子育て相談	さくら市挾間田 932	①毎月第3日曜 ②毎週火曜 ③毎月第4火曜	①500円前後 ②月5000円 ③無料(軽食別途)
KURAKOYA (街子屋きつれがわ) TEL:080-3546-3569	学習支援 外国人児童の宿題 補助、日本語学習 補助)	さくら市喜連川 3938-3	17:00~19:00 毎週火曜	無料
子どもとのふれあい食堂 (さくら会) TEL:028-682-0753	食事の提供 (子ども食堂) 見守り・学習支援	氏家公民館 (さくら市櫻野 1322-8)	17:00~19:00 年12~15回	子ども 無料 大人 300円

担当課・問合せ先

こども政策課 TEL:681-1125

子育て関連施設マップ

※ 2025 年 4 月時点



こんな時はどうする（子どもが急病のとき）

○とちまる救急安心電話相談（実施主体：栃木県）

対 象	電話番号
大 人（概ね 15 歳以上）	#7119 または 028-623-3344
子ども（概ね 15 歳未満）	#8000 または 028-623-3511

【相談時間】月曜日～金曜日 16 時～翌朝 10 時

土・日・祝休日は 24 時間（10 時～翌朝 10 時）

※ 大人の方もお子様も、ご相談いただける時間帯は同じです。

お子さんの急な病気やけがで心配な時に、家庭での対処方法を看護師がアドバイスします。（診療指示等の医療行為を行うものではありません。）

※ 緊急・重症のときは、迷わず「119」へ

○とちぎ医療情報ネット（実施主体：栃木県）

病院や診療所を受診するにあたって、役立つ情報を提供します。

- ・ ホームページ <http://www.qq.pref.tochigi.lg.jp/>
- ・ モバイル版 <http://www.qq.pref.tochigi.lg.jp/kt/>

○こどもの救急（公益社団法人日本小児科学会）

急患診療所に行くか今すぐ知りたい時に。

- ・ ホームページ <http://kodomo-qq.jp/>

○塩谷郡市医師会ホームページ

塩谷郡市の医療機関・休日当番医等の情報提供。モバイルでもご覧になれます。

- ・ ホームページ <http://www.tochigi-med.or.jp/shioya/>



☆ 誤飲のとき

誤飲事故が起こらない環境を作ることが大切ですが、万が一に備えて、問合せ先を確認しておきましょう。洗剤や医療品などを誤飲した場合には、至急「中毒１１０番」等に処置方法を聞きましょう。

（財）日本中毒情報センター（中毒１１０番）

- つくば TEL：０２９－８５２－９９９９ ３６５日 ９：００～２１：００
- 大 阪 TEL：０７２－７２７－２４９９ ３６５日 ２４時間
- タバコ専用電話 TEL：０７２－７２６－９９２２ ３６５日（自動音声応答による情報提供）

○ 相談するときのポイント

- ・ 子どもの年齢、月齢、体重、性別
- ・ 何を、いつ、どのくらい飲んだか
- ・ 子どもの現在の状態



※ 自宅で応急処置ができない時や、応急処置の方法がわからないときは、病院に電話連絡を入れできるだけ早く受診しましょう。

☆ 虐待の相談・通告

児童虐待を見つけたら、速やかに市や県北児童相談所に連絡してください。連絡することは、虐待者を処罰することではなく、問題を抱え困っている家庭に支援の手をさしのべ、子どもや家庭を救うことです。連絡いただいた方の秘密は守ります。

- ・ 虐待対応ダイヤル １ ８ ９
- ・ さくら市こども家庭センター ６ １ ６－３ ７ １ ４
- ・ 県北児童相談所 ０ ２ ８ ７－３ ６－１ ０ ５ ８



子ども虐待防止オレンジリボン運動

☆ ひとり親家庭になったとき

こども政策課では、母子・父子自立支援員兼女性相談支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦の様々な悩みごとの相談に対応します。また、職業能力の向上や求職活動に係る支援を行っています。

● おもな相談内容

- ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付の相談
(修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金等)
- ・ 母子家庭等自立支援給付の相談
- ・ 配偶者からの暴力問題等の相談
- ・ その他

● 相談方法について

- ・ 直接おいでいただくか、電話やメール（さくら市の問合せフォームをご利用ください）でも結構です。
(不在の場合があるため、おいでいただく時は、事前に電話連絡をお願いします。)
- ・ 相談はどなたからでもお受けします。
- ・ 相談は無料です。
- ・ 相談の秘密は厳守されます。

● 相談日について

月曜日～金曜日（土・日・祝日は除きます。）

時間 午前8：30～午後5：15

● 相談場所について

さくら市こども政策課

〒329-1392 さくら市氏家2771番地

TEL：681-1125





さくら市子育てガイドブック

令和7（2025）年3月

発行 さくら市 健康福祉部こども政策課

〒 329-1392 栃木県さくら市氏家 2771 番地

TEL 028-681-1125

E-mail kodomo@city.tochigi-sakura.lg.jp